

令和7年11月5日

健康保険証が交付されている方の資格確認書について

令和7年12月2日以降、従来の健康保険証が利用できなくなります。

このため、令和7年12月2日以降に医療機関等を受診する際は、「マイナ保険証」または「資格確認書」のいずれかを利用いただく必要があります。

この度、従来の健康保険証をお持ちの加入者様で、マイナ保険証による資格確認ができない方を対象に資格確認書を一括作成し事業所経由で交付します。

この機会にぜひ、「マイナ保険証」への移行をご検討くださいますようお願いいたします。

【発送日】

令和7年11月13日(木)に事業所あてに送付します。

※ 任意継続被保険者の方には、ご自宅へ直接送付します。

- ◎ お手元に「資格確認書」が届いた時点で、被保険者資格を喪失された方や扶養家族から外れた方、マイナ保険証をすでにお持ちの方は、お手数ですが、事業所を通じて当健康保険組合までご返却ください。
- ◎ 従来のカードタイプの健康保険証については、当健康保険組合に返却していただく必要はございません。

お手元の健康保険証の有効期限は、
令和7年**12月1日**で**満了**となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

マイナ保険証が**資格確認書**

で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証ならではのメリット



過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる



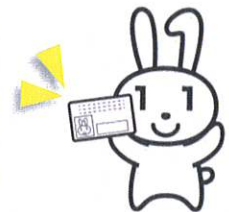
突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる



救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される



マイナンバーカードは健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃から持ち歩いて、ご活用ください！



マイナ保険証の利用登録について

受診する際にマイナンバーカードをお持ちください。

医療機関等の受付窓口には設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



医療機関等に行く機会が少ない方は、マイナポータル(裏面参照)やセブン銀行のATMでの事前登録がおすすめです！



ご自身の利用登録状況が分からない方は、
いまのうちに確認しましょう！



裏面へ >>>

ご自身がマイナ保険証の利用登録をしているか マイナポータルにてご確認ください

マイナ保険証の利用登録状況の確認方法



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録
状況をご確認ください

「未登録」の方は、画面に表示される「登録」を
タップするとその場で登録完了できます！



あわせて確認！電子証明書の有効期限

- ・ マイナンバーカードには、“ログインした者が、あなたであること”を証明するための電子証明書が搭載されています。
 - ・ 電子証明書には、有効期限が設定されています(確認方法は右図参照)。有効期限通知書がお手元に届きましたら、お早めに更新をお願いします。
 - ・ なお、電子証明書の有効期限切れから3カ月間※は、引き続きマイナ保険証で受診できます。ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。
- ※ 有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間



よくある質問



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。登録したことを忘れていた場合もあるので、記憶があいまいな方はマイナポータルにてご自身の利用登録状況をご確認ください。



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare